

パネルにしてみました。(資料提示)その体感不安として考えられる要因の一つとして、所得格差の拡大、それから若年層を中心とした失業率の高止まり、少子高齢社会の進行、そしてセーフティネットの破れ、そしてまた地域経済の崩壊や地域社会の閉塞感が挙げられるのではないかと思います。

例えば、失業問題においては、二〇〇〇年前後、失業者を百二十九万人も増加させる雇用調整が行われております。中でも、未来ある多くの若者が失業という憂き目に遭ってしまいました。例えば、私が会社員として社会に出たのは一九九九年のことですが、その年の完全失業者数は約三百万人、うち若年失業者がその半分の百五十万人を残念ながら占めているというような状況にあります。

また、地域経済の崩壊や地域社会の閉塞感に関しては、細かく申し上げるまでもなく、それぞれの地域社会に生活をされる住民の皆様が肌で感じておられるものであり、少子高齢社会の進行に関しても待ったなしの状況という形になっています。これらの諸問題に対して国が財政面から対応するのが予算案であり、それを裏付けるものが予算関連法案であると考えます。ところが、個別政策については、政府から説明があったり、逆に批判的意見が出されたりするものの、今国民の皆様が

漠然と感じておられる体感不安をパッケージとして解消するための予算案及び予算関連法案の全体的な説明は聞こえてこないように感じています。そこで、今挙げた体感不安を解消すべく、政府はどのような施策を平成二十三年度予算案に組み込んでいるのか。また、二十三年度で対応できないものは、平成二十四年度以降、中長期的施策としてどのような施策を考えているのか、国民の皆様に分かりやすいよう、総理、御説明をお願いいたします。

内閣総理大臣(菅直人君) 体感不安という形で今日の状況を指摘をいただきました。御指摘のように、ある時期から若年層を含めた失業、さらには非正規雇用、さらには少子高齢化、あるいは地域の崩壊等、多くの意味で従来と社会構造が変化する中で不安感が高まっているということは、私もそのように感じております。

そついった意味で、私は政権を担当するようになって以来、いろいろな課題がある中で、雇用というものが一つのいろいろな影響を含めて中心的な課題の大きな一つであろうということと雇用、雇用、雇用と唱えてまいりました。それを来年度の予算の中でも、雇用と成長ということを中心にして予算案を編成をしたつもりであります。

そついった中で、更に申し上げますと、来年度予算の個々の項目にいろいろと盛り込んであるこ

吉川沙織君 民主党の吉川沙織でございます。

今日はどうぞよろしく願います。

最初に、平成二十三年度予算案の全体像についてお伺いしたいと思います。

ここ十年ほど、犯罪の件数自体は統計的には減っておりますが、国民の皆様が日々の生活で治安の善しあしに関して漠然と感じられる体感治安は残念ながら悪化をしているとされています。これと同じように、ここ十年程度の社会経済状況に関して、国民の皆様は体感不安を感じておられるのではないかと思います。

とは御承知だと思いますが、さらにその将来の在り方ということで、現在、社会保障の改革というものの中に、医療、介護、年金といった高齢者が中心の問題だけでなく、子育て支援あるいは求職者支援といった雇用や若者に関するものも含めた全世代にわたる社会保障の在り方の検討に現在入っているところであります。

そういった意味で、短期的には経済が多少持ち直しきてはありますけれども、今御指摘のありました体感不安ということを解消するにはもっと中長期的な展望も含めて安心できる社会にしていると同時に、それ以降についても検討を推し進めなければならぬ、こう考えております。

委員長（前田武志君） 答弁側にちょっと要請をいたしますが、持ち時間が非常に少なくなっておりますので、答弁は的確に簡略にお願いいたします。

吉川沙織君 今、菅総理の方から、雇用と成長そして社会保障は全世代にわたる課題で、短期的施策とそして中長期的施策にわたる課題に対応していく旨の御答弁がございました。

さて、今回の税制改正で所得再分配機能の回復は一定程度図られることとなります。一方、税制で高所得者のみに負担を求めるだけでは所得再分配機能は十分に発揮されないのではないかと思います。

ます。そこで、歳出面における所得再分配機能の回復が大事になるかと思いますが、この点に関してどのようにお考えなのか、国家戦略担当大臣にお伺いいたします。

国務大臣（玄葉光一郎君） 今の吉川さんの御質問は、歳入面はやったけど歳出面きちんと所得再分配機能を強化しているのかと、こういうお話だということに思います。

一言で言えば総理の答弁に尽きていると、つまり、雇用、雇用、雇用ということでも今回の予算案を作っているところが一つはあります。それと、先ほどもこれも触れられておりましたけれども、失業給付が切れる、そういった方々に対して職業訓練を前提に生活支援をする。月十萬の生活支援ですから、これは大変大きい、いわゆる第二のセーフティネットと言っても差し支えないだろうというふうに思いますし、またジョブサポートー倍増したりして新卒者に対する支援を行っている。なかなかこれまで十分に光が当てられなかった自殺対策、あるいは先ほどちょっと触れましたけど、一川先生のときに、離島対策とか、様々そういったところにまでできる限りの目くばせをさせていただいで、そういった体感不安とか、所得再分配機能の強化とか、そういったこともさせていただいたところでございます。

吉川沙織君 今、雇用、雇用、雇用と答弁がこ

ざいましたし、国家戦略担当大臣の方からも同じような旨の答弁がございました。今月は自殺対策強化月間でございます。蓮舂大臣には是非リーダーシップを取って、一人でも命を絶つことがないような、そういう取組を前に推し進めていただきたいと思えます。

それでは、ここから、体感不安の一つとして掲げました雇用の問題、特に今回は若年者雇用問題について議論を深めてみたいと考えます。

若年者雇用問題については、私自身が実際に前回の就職氷河期を経験し、同世代の多くが、企業が採用の門戸を大幅に狭めていたり若しくは採用自体を凍結したりということ、どんなに働きたいと思っても同世代の多くが職に就けないまま社会に出ざるを得なかった、その世代の一人としてこれまで厚生労働委員会やこの予算委員会それから決算委員会でも取り上げ続けてまいりました。

総理は、今御答弁にもございましたが、施政方針演説において最も重要視する政策として雇用を掲げられました。そして、特に今厳しい状況にある新卒者雇用対策に力を注いでおられますが、今申し上げましたように、十程度前の就職氷河期世代を始めとする、もう卒業して十年以上たつ私ぐらいの世代に対する、既卒者に対する支援も忘れてはならない重要な課題の一つであると考えます。

今回の予算案を拝見すると、フリーター等の正規雇用化の推進は前年度比三十八億円の減となっております。これは無駄を省いたり効率化を推進したりとの結果であると思いますが、この予算減の理由について厚生労働大臣にお伺いいたします。

国務大臣（細川律夫君） 委員御指摘のフリーターなどの支援につきましては、これはしっかりとやっていかなければというふうに思っております。特に就職氷河期の皆さん方が三十代の後半に掛かったということもございます。そういうこともありまして、私どもとしましては、ハローワークにおきまして一人一人の課題に応じて正規雇用化に向けた一貫したきめ細かい職業相談、就職の紹介さらに若者をトライアル雇用する企業への奨励金等を行いつつ、二十二年は二十二万六千人の就職がもう既に決定をいたしておるところでございます。

今後とも、御指摘のような若者の就職についてはしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

吉川沙織君 厚生労働大臣は、野党時代、党に置かれました非正規雇用対策プロジェクトチームの座長であられましたし、小林政務官は事務局長私は大臣の下で事務局次長として議員立法等の作業にも携わらせていただいたことから、厚生労働大臣が非正規雇用対策に懸けられるその意気込み

は重々承知しています。ですが、今申し上げましたとおり、前回の就職氷河期を経験した私たちの世代、前の政権になりますけれども、前の政権が特段何の対策も講じてこれなかった、もちろん情報公開等がありましたけれども、そのことを覚えていきます。

ですから、社会保障制度の持続性を考えたとき、こつした世代が置き去りにされることがあつてはならないと思います。無駄を省くことはもちろん重要ですが、必要な施策にはしっかりと対応していただきたいと思えます。

次に、少し視点を変えまして、省庁間連携の観点から質問をさせていただきたいと思えます。厚生労働省の予算案で新卒者就職実現プロジェクトが計上されています。この概要につきまして厚生労働大臣に簡単に御説明お願いいたします。

国務大臣（細川律夫君） この新卒者実現プロジェクトというのは、これはトライアル雇用奨励金とも言っております。新卒者が卒業して就職できない、その就職できない方を三年以内はこれを新卒者扱いで就職させてほしい、もし就職させていただけるとは企業に対して支援金を支払うと、こういうプロジェクトでございます。

吉川沙織君 次に、経済産業省の予算案にありますが新卒者就職応援プロジェクトについて概要を経済大臣にお伺いいたします。

国務大臣（海江田万里君） 吉川委員にお答えをいたします。

新卒者の条件は先ほど厚生労働大臣がお話をしたのと同じでございますが、特に中小企業が人は欲しいけれどもなかなか新卒者が来てくれないということでございますから、その中小企業を対象にしまして、これはよくインターンシップでございますね、六か月間でございますが、来てくれる学生さん、実習生に対しては日額七千円、それから企業に対しては日額三千五百円を支給するというところで、大変これは効果が上がっております。平成二十二年度前半で約五千人のインターンシップ応募がありまして、そのうち約一千八百人が実際に中小企業に就職をしております。

吉川沙織君 今厚生大臣と経済大臣に御答弁いただきましたけれども、厚生労働省の新卒者就職実現プロジェクトと経済産業省の新卒者就職応援プロジェクトは、名称も含め大変似ており、それぞれにターゲットが若干違ったり中小企業との橋渡しがあったり、厚生労働省の方は雇用に結び付ける、経済産業省の方は職場体験をする、そしてその企業に給付をするという形で、それぞれ大変重要性はあるんですけれども、支援を受ける側の若年層からすれば名称も大変似ていて重複している部分がないとは言えないと思えます。厚生労働省と経済産業省、それぞれでしっかりと連携をして

効果が上がるように対応していただきたいと思います。

今少し申し上げましたとおり、若年者雇用対策事業については、厚生労働省、経済産業省、文部科学省そして内閣府において展開されており、私は野党時代から省庁内と省庁間の事業重複を取り上げてまいりました。事業の重複による無駄がもし仮に生じているならば是正して、その分を若者に届くよう施策に使った方がよいと思います。だからこそ、当座の短期的な視点ではなく、若年者雇用問題を構造的な、需要と供給のミスマッチという構造的な要因で生じている課題ととらえ、対策を総合的に調整することが重要ではないかと考えます。

無駄を生まないためにも内閣官房長官が政府の施策全体を横断的に見る必要があるのではないかと考えますが、御見解をお伺いいたします。

国務大臣（枝野幸男君） 御指摘のとおり、この問題に関しては各省庁間にそれぞれ問題が分かれています。それぞれの省庁、しっかりと連携をしながら努力をしているところでございますが、率直に申し上げて、私も特に事業仕分をやらせていただきましたときに、各省間それぞれ良かれと思いつながら、若干の重なりとか、当事者からは分かりにくさがあるというところの問題意識が非常に強く私自身も持っております。

内閣におきましては、御承知かと思いますが、総理の特命チームとして寺田補佐官をリーダーにして新卒者雇用・特命チームをつくりまして、省庁間の連携を含めて抜本的に対応に取り組んでいくところでございますが、更にこの連携を強化していくことは重要だというふうに考えております。

今どつなつていくか私知りませんが、かつてブレア政権のイギリスでは、教育雇用省と直訳するとなるんでしょうが、日本でいえば文部科学省のある部分と厚生労働省のある部分と経済産業省のある部分がむしろ一つの役所になつていたというふうな例もあります。そこまで省庁再編みたいな話ができる話ではありませんが、私のところで関係大臣と連携した形、どういった形を取れば更に強化できるか、努力をしてみたいと思っております。

吉川沙織君 子ども・若者育成支援推進本部副本部長でもあられる内閣官房長官に省庁間の連携を含め、今答弁いただいたことを前向きに取り組んでいただければと思います。

一方で、今回の予算案を拝見しますと、以前と比べて随分と事業の重複が減つて、その分若者に届くようになっていきます。政権交代前は、例えばジョブと名が付く事業だけでも、ジョブカフェ、ジョブ・カード、ジョブサポーター、ジョブクラブ、ジョブミーティング、ジョブトレ、ヤングジ

ョブスポット、ジョブパークなど数多くあり過ぎました。同じような名前の事業が数多く展開されていてそれが施策の対象である若年層に届かなければ意味がない。そういった形で今回事業重複が減つて、その分若者に届くような政策に展開されたということは、政権交代した結果であると私自身感じております。

必要な予算対応により施策を実行した後は、その結果を把握することもまた重要なこととなります。若年者雇用対策事業の政策効果を測る際に、就職率、就職率等、就労率、就職等進路決定者、就職者数、常用雇用移行率、常用就職者数など様々な指標が用いられており、これではどのような成果や効果が出たのか、非常に分かりにくいと思います。これについては野党時代からずっと質問を続けていまして、昨年も前向きな御答弁をいただきましたので、是非厚生労働大臣がリーダーシップを持って前に進めていってほしいと思っております。

この評価の指標に関連して、施策の効果を測る政策評価の観点から次は質問させていただきます。

昨年の予算委員会でも取り上げましたが、総務省の行政評価局が昨年一月に「雇用保険二事業に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」というものを発表されています。この中で、若年者雇用対

策事業は数多く実施されているものをなるべく効果の上がるようにまとめなさいといったこと、それから二億円強掛けて作成した外国人労働者向け雇用対策パンフレットが外国人向けなのに全て日本語表記で作成されていることなど、前政権下の平成二十年度予算の無駄が指摘されましたが、現在の改善状況について総務大臣にお伺いいたします。

国務大臣（片山善博君） 御指摘のようなことがありまして、総務省の方から勧告をいたしました。

その結果、いずれも平成二十二年四月以降、英語、中国語など各センターの多数を占める外国人利用者に対応したパンフレットを用意し、配布する改善を行ったとの報告を厚生労働省から受けております。

吉川沙織君 今総務大臣から御答弁いただきましたとおり、外国人労働者向けパンフレットが全て日本語で前政権下で作られていて、ようやくそれが英語や中国語に対応したものが作られている、そんな御答弁をいただきました。

もう一つ、政策評価の観点からお伺いしたいと思います。

昨年の三月末、これまた総務省行政評価局は政策評価の点検結果を公表されています。この中で重要対象分野のフォローアップが示されています。

これには若年者雇用対策が含まれており、支援策の認知度やサービスの利用状況について調査するよう指摘がなされ、内閣府と厚生労働省で協議中とされていましたが、実際に内閣府の方で調査項目に今申し上げたものが加えられたのか否か、蓮舫大臣にお伺いいたします。

国務大臣（蓮舫君） お答え申し上げます。

内閣府では、高校中退後おおむね二年以内の者を対象とした意識調査を実施しまして、その結果は三月の末に公開をさせていただきます。この中で、厚生労働省とも協議の上で、例えば地域若者サポートステーションをどの程度知っているかなど、二ト支援策の認知度を問う質問項目は設けてございます。

吉川沙織君 早速前向きに取り組んでいただいで、ありがとうございます。

今、二つ政策評価という観点から申し上げますが、前政権下で外国人労働者向けパンフレットが全て日本語表記で作られていたり、そしてまた重要対象分野のフォローアップで総務省行政評価局が施策の実効性を高めるための指摘を各省に行うことで、施策を本当に必要とする層に届くよう取組を続けていらつしやる所ですが、実効性を高めるためには様々な方策が取られてしかるべきであると考えます。

そこで、総務省行政評価局と行政刷新会議の連

携はこれを強力に前に進めるための一つの方策であると考えますが、行政刷新担当大臣の御見解をお伺いいたします。

国務大臣（蓮舫君） まさに御指摘のとおり、行政刷新会議として総務省とどのように連携が取れるのか、密な話し合いも進めてまいりました。

今年の春から本格実施をします行政事業レビュー、これ各府省が事業の点検、お金の使われ方を点検してまいります。

他方、総務省で行われる政策評価、これ総務大臣にお伺いいただきましたんですが、それは事務事業の上位にあります施策の評価、そのときに行政事業レビューの結果というのを有効的に活用していただくことよって、行政刷新会議そして総務省と連携を取り、無駄を削減をして、より高い行政サービスにつなげていきたいと考えています。

吉川沙織君 是非、行政刷新会議と総務省の方で強力に連携をして、施策の効果を測るための政策評価という観点、そしてより良い事業を打つということをしていただきたいと思えます。

次に、また少し視点を変えて、若年者雇用対策の個別事業について質問させていただきたいと思えます。

二〇〇八年、野党時代でしたけれども、ジョブ・カードに関する質問主意書を提出させていただきました。その答弁書において、ジョブ・カー

ド制度の主たる目的は民間における安定した雇用の拡大を図ることとされてきました。そうであるならば、民間における安定した雇用の拡大のため採用面接などにジョブ・カードを積極的に利用される必要があると考えますが、現在、採用面接等でジョブ・カードを活用している企業はどのくらいあるのか、厚生労働政務官にお伺いいたします。

大臣政務官（小林正夫君） ただいまの質問にお答えをいたします。

ジョブ・カードの活用状況については、厚生労働省で実施をしている調査があります。それは平成二十二年能力開発基本調査、この結果によりますと、ジョブ・カードを含めて知っている事業所のうち、ジョブ・カードを面接で利用しているのは三・三%となっております。ジョブ・カードを面接で利用している事業所は前年に比べて二ポイント増加はしております。

ただ、ジョブ・カードを面接で利用している企業から幾つかのお話が寄せられておりまして、一般の履歴書では得られない情報が得られるため採用するしないの判断がしやすい、それとジョブ・カードに記載された登録キャリアコンサルタントの意見が非常に参考になった、こういう意見をいただいているところであります。

厚生労働省としても、今後ともジョブ・カードが採用面接や職業訓練等で一層活用され、安定し

た雇用に結び付くよう、その普及に全力で取り組みます。

以上です。

吉川沙織君 今、小林政務官からも御答弁いただきましたが、政府の方針ではいつても新聞情報ですが、この四月から全求職者にジョブ・カードの取得を促したり学生用ジョブ・カードを新設するという報道も二昨日ですが、ございましたが、求職者のみに取得してもらっても、採用側である企業がこれを利用しなければ、活用しなければ意味を成さないということにもなります。だからこそ、採用側である企業にも働きかけを厚生労働省として、そして政府として積極的に行っていたきたいと思えます。

そしてまた、もう一つ個別事業についてお伺いしたいと思えますが、高卒就職ジョブサポーター、大卒就職ジョブサポーターについては、平成二十二年度予備費や補正予算によって九百二十八人から二千三人へと増員されました。また増員をされるということも報道されていますが、人数が増えたことは大変心強いことです。ただ、生徒や学生さんの未来を託すジョブサポーターであるからこそ、その質の確保はしっかりと図られなければならないと考えます。

そこで、ジョブサポーターの募集要件がどのようになっているかを拝見いたしますと、要件が高

卒と大卒ではば一緒でした。高卒と大卒では就職の仕方もそして求人情報も違っていたりしますので、これ求められる人材が異なると考えますが、募集の要件等変えるよう指示なさっているのか、政務官にお伺いいたします。

大臣政務官（小林正夫君） ただいま委員御指摘のとおり、ジョブサポーターの質の確保は大変重要だと思っております。求人票に採用関係業務又は若年者雇用支援経験者を優遇するだとか、こういうことでジョブサポーターの募集をしているところがございます。

今先生御指摘のとおり、大学を卒業された方あるいは高校を卒業された方、それぞれ若干違うところがございますので、要は、企業の人事労務担当の経験者や学校等での学生生徒の就職支援経験者など、若年者の採用、就職活動について十分な経験と知識を持っている、それぞれ大学とか高校生にふさわしい、こういうジョブサポーターをこれから採用していきたいと思えます。

なお、現在厳しい就職状況になっておりますけれども、ジョブサポーターの頑張りで、九月一日から今年の一月末で約二万五千人が就職をして、特にこの一月には約九千人が就職するなど、大変ジョブサポーターの方が頑張ってくれております。また、十月から今年の一月末で約四万人分の求人を開拓をいたしました。

今後とも質の高いジョブサポーターを確保、育成して、一人でも多くの方が就職に結び付くように頑張つてまいります。

吉川沙織君 小林政務官そして細川厚生労働大臣、未来ある若者のために是非取組を進めていただければと思います。

午前中は、体感不安解消のための平成二十三年度予算案であること、関連法案の必要性、そしてそこから掘り下げて、若年者雇用対策の観点から政策評価、省庁間連携の在り方、そして個別事業についてお伺いさせていただきました。

昼からは、内定率の在り方、統計の在り方やそして若者に対する年金問題等について質疑を深めさせていただければと思います。

午前の質疑はこれにて終わりたいと思います。ありがとうございました。

委員長（前田武志君） 残余の質疑は午後に譲ることといたします。

午後一時に再開することとし、休憩いたします。
午前十一時五十四分休憩

午後一時開会
委員長（前田武志君） ただいまから予算委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、平成二十三年度総予算案を一括して議題とし、質疑を行います。吉川沙織

君。

吉川沙織君 民主党の吉川沙織です。午前中に引き続きまして質疑をさせていただきます。

午前中は、体感不安解消のための平成二十三年度予算案、関連法案であること、そして、その中の一つの事業として雇用という切り口から質問をさせていただきました。引き続きこの観点から質問をさせていただきます。

統計の取り方、午前中も政策評価の在り方、政策効果を測るための指標の在り方、申し上げさせていただきましたが、統計の取り方は施策を実行する上で非常に重要な判断基準となります。そこで、統計の在り方に関連して、大学生の就職内定率についてお伺いしたいと思います。

一月に発表された大学生の内定率は過去最低の六八・八％となっております。この内定率の調査の方法についてお伺いしたいと思います。

この内定率調査の対象となっている大学は、国立大学二十一校、公立大学三校、そして私立大学三十八校の計六十二校と聞いています。調査対象大学を教えたこととしたら非公開とのことでした。内定率の高い大学にもししたら統計が偏っているのではないかとこの疑念を生じ得ません。まず、大学の選定について、毎年同じ大学を選んでいいのか、また、大学別の内定率で比較した場合、この六十二校はどのくらいの位置にいるの

か、厚生労働大臣にお伺いいたします。

国務大臣（細川律夫君） この就職内定状況調査につきましては、文部科学省と共同で二か月ごとに行っております。これは、就職内定がどういふふうに進んでいるかということの効果的、速やかに把握して、それに基づいているんな対策を講じるための抽出調査でございます。これは全国の大学等の中から国公立等、地域等に偏りのないよう抽出をいたしております。

このほかに、学校基本調査というのが年に一回文科省の方でやっておりますけれども、基本的にその調査での内定率とそれから内定状況調査と、その調査の中ではほとんど変わりがないということとをまず御認識いただきたいというふうに思います。

吉川沙織君 今、細川厚生労働大臣から偏りのないよう抽出が行われている旨御答弁いただきましたが、やっぱり少々疑問を感じています。

内定率は就職希望者に占める内定取得者の割合とされています。（資料提示）この調査は、毎年度四回行われております。十月一日、十二月一日そして二月一日、四月一日現在で調査をされています。四月に向けて内定者が増えていくのはもちろん卒業が近づきますから当然ですが、分母となる就職希望者は内定者が増えるのに対して減っていくこととなります。なぜならば、これは、

大学院などに進学する学生、そして就職を諦めた学生、そしてまた新卒の肩書を維持するために留年を決めた学生は、この就職を希望する学生から消えてしまうということにあります。

統計の在り方として、人数が常に一定の卒業予定者を分母として、内定率を毎年度卒業予定者に占める内定取得者の割合としてはいかがでしょうか。そして、就職内定以外の進学や留年などの割合を別に示すべきだと考えますが、厚生労働大臣の御見解をお伺いいたします。

国務大臣（細川律夫君） 大学生が就職をしようとしてその内定が決まっていなかつたかどうかが、これは厚生労働省として調査するのは、やはり就職希望者で内定がどれくらいになっているかというところをまず調査をしなければいけないということをやっております。そうしますと、やっぱり就職希望者で調べて、そこに適宜対策を打つていくと、こういうことで、今は就職希望者のうちどうなっているかを調べておるところでございます。ただ、先生おっしゃるようなこともありますので、これは文科省との共同でやっておりますので、文科省あるいは関係者と相談をいたしまして検討してみたいというふうに思っております。

吉川沙織君 仮に卒業予定者に占める内定取得者の割合で一月に発表された内定率を計算いたしますと、公式に発表されたのは六八・八％です、

ですが、分母を卒業予定者に占める内定取得者の割合に置き換えて計算をいたしますと五〇％になります。この方が実態をとらえているように思えてなりません。

厚生労働省の方の幾つかの地方の労働局でもそのようなデータが示されています。例えば、今年一月二十八日に埼玉労働局が発表した同時期の県内の大卒の内定率は四六・一％。また、一月十八日の千葉労働局の発表では四八・七％。卒業予定者に占める内定取得者の割合として計算をした五〇％に近いと思われまふ。

また、今厚生労働大臣御答弁の中でも文部科学省の学校基本調査を引用されましたが、平成二十二年三月卒業者の就職率は六〇・八％となっております。こちらは、四月一日に就職内定率として公表されたのは九一・七％ですが、母数を卒業予定者にした場合六一・四％と、文部科学省の学校基本調査の六〇・八と実質的な内定率の六一・四％、非常に数字が近づいております。

このことについて、文部科学大臣の御見解をお伺いします。

国務大臣（高木義明君） 吉川委員にお答えいたします。

先ほど厚生労働大臣が御答弁ございました。大学などの卒業予定者の就職状況の内定率、いわゆる統計の在り方でございますが、これは二か月ご

とにやっておりますして、その時点その時点の就職希望者の状況を把握をして、タイムリーな対策を練らなきゃなりませんので、就職の希望者を分母としておるところであります。

ただ、分母を御指摘のように卒業予定者とすればどうかということでございますが、これは厚生労働省、せつかくの御指摘でございますので、専門家等の御意見も聞いて検討してまいりたいと思っております。

吉川沙織君 前向きな御答弁、ありがとうございます。是非これ、厚生労働省と文部科学省の合同の調査でございますので、両省で連携をして、実態を踏まえた形で統計を出していただくことをお願いいたします。

若年者雇用問題は、十年後、二十年後の日本社会、経済を考えたときに、社会保障制度の観点からも大きな影響を及ぼすからこそ、総理始め力を入れて取り組んでおられるものと考えます。だからこそ、実態を踏まえた正確な統計がなければ効果的に事業を打つことができなくなってしまうます。

この調査手法というものは前政権の時代から変わっておりません。しかし、このような形で分母を減らしてパーセンテージを上げる手法は、国民年金の不正免除を行って加入率を水増しした前政権時代と同じであり、ちょっと例えは違いますが

れども、新政権になったのでありますから、これは見直すべきであると考えます。

実態を踏まえ、政策対象者を明確にするためにも、もう一步踏み込んだ総理の御答弁をお願いいたします。

内閣総理大臣（菅直人君） 私もこの吉川さんのグラフを見て、本当に、この年だと五十六万人というのが卒業予定者ということですから、当然その中に就職希望者もあれば就職ではなくて大学院等に行かれる方もあるわけですから、それは把握ができると思つたんですね。

ですから、そういう意味では、今両大臣、協議をしてみたいということを言われましたけれども、時折私も他の統計などを見て、失業率とかいろんなものを見て、ぱっと私を感じている、一般の人が感じているイメージと、分母、分子の変化がちよつと違う要素で変化していたりするとやはり実数が一番実は生の数字であると思えますし、今おっしゃった形で、もちろん就職希望者以外の希望者もきちんと把握することも含めて、私は吉川さんの言われることは極めて合理的だと、そう感じました。

吉川沙織君 総理、リーダーシップを取って実態を把握して、もしかしたら厳しい数字が出ることになるのかもしれませんが、その方がより施策の対象者を明確にすることができるといっ

こついうメリットもございまして、是非お願いしたいと思えます。

では、少し視点を変えて、若年者と年金、社会保障の観点から質問をさせていただきたいと思えます。

学生の皆さんも二十歳になれば国民年金に加入をしなければなりません。しかし、大半の学生は収入がなく、国民年金保険料を納めることが困難であるという状態にあります。そのため、学生所得に応じて在学中の保険料を十年間猶予する学生納付特例制度があります。これは、万が一事故に遭ってしまったときに障害基礎年金を受け取ることができなくなったりすることを防ぐためのものですが、この制度を学生が利用しやすいものにならなければならない。このため、二〇〇八年の四月から、指定を受けた大学などが申請を代行できる制度が始まっております。

〔委員長退席、理事森ゆうこ君着席〕
現在、この制度を活用している施設は何施設で全体の何%に当たるのか、厚生労働大臣にお伺いいたします。

国務大臣（細川律夫君） この学生納付特例事務法人に指定されております学校法人等の法人は七十一法人、国公立の教育施設は三十七施設であり、合計百八法人でございます。

吉川沙織君 今、百八法人というお話ございま

したけれども、せっかく良い制度が始められているのですから、厚生労働省はもう少しこの制度を活用してもらうよう、文部科学省であるとかあと大学などに働きかける必要があるのではないかと考えます。今、国民年金の若年層における納付率の低下が問題視をされています。これに対しても改善をできる一つのきっかけとなりますので、是非お願いしたいと思います。

今年初めの新聞社、一月九日のアンケートで、社会保障制度のどの分野に不安を感じるかと問いがありました。この問いでは年金制度が群を抜いて高い状態にありましたが、不安の背景には理解不足もあるのではないかと指摘がなされています。事実、将来どのくらい公的年金をもらえるか知らないとお答えになっている方がほぼ半数、正確に知っているとお答えしたのは一〇%にとどまっています。

今ほど申し上げました若年層の国民年金納付率の低下問題についても、年金に対する正しい知識と理解があれば、これに加入する意義が明確になり、改善されるかもしれません。また、社会に出て仕事に就くようになり、仮に問題に直面をした際、労働法や労働者の権利に関する知識と実践方法を知っていれば、働く上で不当な扱いや解雇を回避できることにもつながります。

学習指導要領の改訂で教科書が分厚くなり、教

える時間の確保は難しいのかもしれませんが、それでも教育段階から社会保障について体系的に学ぶことは大変重要であると考えますが、文部科学大臣の御見解をお伺いいたします。

国務大臣（高木義明君） 今お話がありましたように、年金など社会保障制度については、例えば中学校の社会科においては、年金を始め社会保障制度の基本的な内容を理解をさせる、また少子高齢社会など現代社会の特色を踏まえながら福祉社会の目指すべき方向について考えさせると、こ

ういうことで教育現場では今指導しております。今おっしゃられるお話は、私としては全く同感でありまして、お互いに助け合いの精神を養い、そして国民や国、地方の役割、責務、これを教える、給付と負担のことについても考えさせる、これは将来においても大事なことでないかと思っております。

また、労働者の権利等についても、労働法については、中学校の社会科において、労働基準法が労働者にとって必要な条件、環境の最低基準を定めておるようなこと、また労働組合の自主的な組織の意義についても教えております。

いわゆる年金というのは時代間の支え合いということでございますから、これからもしっかりその点については留意をして指導をしてまいりたいと思っております。

吉川沙織君 今、中学校の段階等で教育をなさっているというお話ございましたけれども、やはり教科書に記述はあっても、それを体系的に教えてそれを生徒や学生が理解をするだけの時間があるかどうかといえは、まだまだ足りないのではないかと考えていますので、是非文部科学大臣、指導をいただいで、少しでも年金や社会保障全般に対する知識、そして深い理解を学生の皆さんにさせていただけるようお願いしたいと思います。

さて、社会保障・税一体改革担当大臣は、今年一月二十九日のテレビ番組で、若年層の年金納付率の低下に関して、あと何十年後には自分もちゃんと年金をもらえるなどの確信を皆さんに持っていただかないと年金問題は永久に解決しないと発言されておられました。年金加入の意義を明確に若年層に伝えるためにもこのような教育が必要であると考えますが、御見解を伺います。

国務大臣（与謝野馨君） 年金保険料の未納は、将来無年金、低年金になるなどの不利益を受けることになることから、国民一人一人の将来を安心したものとするために、若者の未納の問題は解決していかねばならないと考えております。

また、年金は、高齢者世帯の収入の七割を占めるなど、高齢者の主要な収入源として国民の老後生活を支える大切な制度であります。

年金制度を国民に信頼され持続可能な制度とし

ていくため、菅内閣の最も重要な課題の一つとして、現在、年金制度を含めた社会保障と税の一体改革の議論を進めているところでございます。

吉川沙織君 是非前向きに取り組んでいただければと思いますが、その一月二十九日のテレビ番組で与謝野大臣は、若年層の年金未納の問題は国民年金、基礎年金の財政全体からすれば大きな問題ではないとおっしゃっておられましたけれども、やはり若い人がずっと納めて何ほということもありませんので、是非今御答弁いただいた内容でやっていたらと思います。

続いて、就職活動の早期化、長期化に関して質問をさせていただきます。

午前中も申し上げましたとおり、私は前回の就職氷河期真つただ中の一九八八年に就職活動をいたしました。その前年に就職協定が廃止になって、その直後に就職活動をされた先輩方の後姿、右往左往する姿を見て、私自身も協定廃止二年后に就職活動をいたしました。私の年代ですら既に早期化の傾向が顕著となり、現在に至っては学生の本分たる学業に専念できないような現実もござります。

昨年の予算委員会でもこれについては質問をさせていただき、その後、企業と大学、そして関係省庁が中心となってこの問題の是正に取り組んでおられるということとは承知しております。しかし、

大学は中教審の答申にもありました学士力の養成に力点を置く、企業はできる限り早く人材を確保したいという、このサイクルがあるがために早期化や長期化の流れは止めようのないところまで来ていると思います。それでも、政府、大学、企業が同じテーブルに着いて定期的にこの問題について話し合い、我が国の未来を託す人材をいかにして育てるか真剣に話し合う必要があると考えます。

この問題に関する企業への各種アンケート結果等を見ると、早期化、長期化に対する問題意識は多くの企業が持っていると考えられています。だからこそ、政府としてこの問題の是正に向けた後押しとなるような施策が必要であると考えますが、総理の御見解をお伺いいたします。

内閣総理大臣（菅直人君） 基本的に吉川議員のおっしゃるとおりだと思っております。新卒者の就職・採用活動については早期化、長期化し、それにより学生の負担が大きくなっているとの認識しています。また、御指摘の調査結果でも、多くの企業がこの状況を問題視しつつも、改善が困難な原因として、他の企業との人材獲得競争上の懸念が指摘をされております。このため、この問題には経済界や労働界及び大学が一体となって取り組む必要が確かにあります。

政府としては、関係大臣から経済団体に対し早期の採用選考活動の抑制などを要請するとともに、

関係省庁連携の下、関係団体の対話の場を継続的に開催するなど雇用問題改善に向けた取組を進めており、これを受けて、日本経団連や経済同友会など経済界から採用選考の時期を従来より遅らせるなど具体的な見直しの動きも現在出てきているところです。

今後とも、引き続き就職活動の改善にしっかりと取り組んでまいりたいと考えます。

吉川沙織君 昨年十一月に、新卒一括採用の弊害を緩和するという意味で、総理のリーダーシップの下、三年に枠を広げるという措置がなされました。早期化、長期化についても、今いろんな形で懸念が表明されていますので、今総理が御答弁くださいましたような形で後押しを進めていただければと思います。

次に、この若年者の雇用問題が国税や地方税、そして日本経済全体にどのような影響を与えるのかという観点から質問をさせていただきます。

昨年の予算委員会において、就職氷河期世代を中心とする若い世代が正社員になれなかったことによる経済的損失に関して、国税、地方税収入に与える影響について試算を行っているのか否かお伺いいたしました。当時の財務大臣は総理でございましたが、当時の菅財務大臣からは、フリーター等の定義が定かではないことも含めて、試算そのものは行っていないとの御答弁がございました。

また、当時の総務副大臣からは、年齢階層別の統計が存在しないことから減収規模は分からないとの答弁もありました。

ただ、若年労働者の非正規化、また若年失業者の増大により国税収入に与える影響があると思えますが、財務大臣に御見解をお伺いいたします。

国税大臣（野田佳彦君） お答えいたします。

非正規雇用の増加と税収との因果関係については、具体的な試算はございません。ございませぬけれども、一般論で申し上げれば、正規より非正規が増えていくと、あるいは失業者が増えていくということになれば、雇用者報酬の総額が減り、そのことによって所得税収が落ち込むということの可能性はあり得ると思います。

吉川沙織君 ありがとうございます。

今財務大臣から所得の落ち込みによって税収の落ち込みも考えられるとの御答弁がありました。

これは地方税においても同じことが言えると思いますが、総務大臣の御見解をお伺いいたします。

国税大臣（片山善博君） 地方税におきましても、先ほど財務大臣から御答弁ありましたような国税のメカニズムと同じようなことが起こり得ると思います。

吉川沙織君 国税、地方税において若年労働者の非正規化、そして若年層の失業率が高止まりすることによる国税、地方税の減が見込まれる、影

響があるとの御答弁でした。

昨年 の 質 疑 で 当 時 の 菅 財 務 大 臣 か ら、「フ リー ター 等 に よ っ て 正 社 員 の 皆 さ ん よ り も 給 与 が 低 い た め に 税 収 が 下 が っ て いる と い う こ と は 十 分 予 想 さ れ る」と の 答 弁 を い た だ き ま し た。こ の 問 題 は、若 い 人 の 層 に 限 定 さ れ る も の で は な く、こ の 税 収 か ら 見 て も 分 か る よ う に 全 て の 世 代 に 影 響 す る も の で す。

若 年 者 雇 用 問 題 が 日 本 経 済 全 体 に 与 え る 影 響 に つ い て 総 理 に お 伺 い い た し ま す。

内 閣 総 理 大 臣 (菅 直 人 君) 若 者 に 限 り ま せ ん け れ ど も、若 者 は、就 職 で き な け れ ば も ち ろ ん 生 計 を 維 持 す る こ と が で き ず、た と え 働 い た 場 合 で も 非 正 規 労 働 者 で あ る 場 合 は 正 規 労 働 者 と 比 べ て 雇 用 調 整 の 対 象 と な り や す い、相 対 的 に 低 賃 金 で あ る 等 の 雇 用 が 不 安 定 で あ る と い う 問 題 が あ る と 認 識 し て お り ま す。

〔理事 森ゆうこ君 退席、委員長着席〕

こ の よ う な 若 年 者 雇 用 の 問 題 は、経 済 全 体 に 対 し て、一 つ は、生 産 面 で は 技 能 の 蓄 積 が 進 ま ず 我 が 国 経 済 の 生 産 性 を 低 下 さ せ る 原 因 と な る。ま た、支 出 面 で は 国 民 所 得 の 減 少 が 消 費 不 振 に つ な が っ て く る。先 ほ ど お っ し ゃ っ た 税 収 に も も ち ろ ん 影 響 す る と 思 い ま す。更 に 言 え ば、結 婚 を す る 率 が 大 変 低 く な り、そ の 結 果、更 な る 少 子 化 を 招 い て し ま っ ぽ。更 に 言 い ま す と、雇 用 と い う の は、単 に

生 計 を 得 る と い う こ と に と ど ま ら ず、人 は 働 く こ と で 居 場 所 と 出 番 を 見 付 け る こ と が で き、特 に 若 い 世 代 が 社 会 か ら 孤 立 す る こ と が な い よ う に す る こ と が 大 切 だ と 考 え て お り ま す。

そ う い っ た 意 味 で、こ の 若 年 者 雇 用 は、短 期 的 な 経 済 問 題 だ け で な く、極 め て 長 期 的 に 見 て も 大 変 社 会 の ひ ず み を 拡 大 し か ね ない 問 題 だ と 認 識 し て お り ま す。

吉 川 沙 織 君 今、総 理 か ら 税 収 等 か ら も 影 響 が 見 込 ま れ る と い う こ と、そ し て 技 能 の 蓄 積 が 難 し い、そ う い っ た お 話 を い た だ き ま し た。総 理 は 施 政 方 針 演 説 で、一 に 雇 用、二 に 雇 用、三 に 雇 用、雇 用 対 策 に 力 を 入 れ、そ し て 税 と 社 会 保 障 の 一 体 改 革 に も 着 手 を さ れ て お り ま す。

私 は、体 感 不 安 を 解 消 す る た め の 平 成 二 十 三 年 度 予 算 案 の 早 期 成 立 を 中 心 に、雇 用 の 問 題 に 焦 点 を 当 て て 質 問 を さ せ て い た だ き ま し た。今 総 理 か ら も 御 答 弁 ご ざ い ま し た よ う に、若 年 者 雇 用 問 題 に つ い て は、こ の 世 代 だ け で は な く、日 本 経 済 全 体 に 与 え る 影 響、そ し て 社 会 保 障 の 持 続 性 の 観 点 か ら も 早 急 に 取 り 組 ん で い か な け れ ば な ら ない 政 策 課 題 で あ る と 考 え ま す。私 の 世 代 が 不 安 定 な 雇 用 形 態 の ま ま 六 十 五 歳 を 迎 え た と き、生 活 保 護 の 財 政 負 担 が 約 十 九 兆 円 に も 上 る と い う 試 算 も ご ざ い ま す。何 と し て も 全 て の 世 代 の 人 が 明 日 に 夢 や 希 望 を 持 て る、そ ん な 社 会 を つ くり 上 げ て い か な

け れ ば な ら ない と 感 じ て い ま す。若 年 層 に お け る 格 差 の 拡 大 は、年 を 重 ね る こ と に そ の 格 差 が や が て 固 定 を し、日 本 全 体 の 格 差 の 拡 大 に も つ な が り か ね ませ ん。そ の 上、こ れ は 将 来 に 対 す る 希 望 の 格 差 に も 及 び て し ま い ま す。

こ れ ら の 課 題 に 対 応 す る 平 成 二 十 三 年 度 予 算 案、そ し て 予 算 関 連 法 案 の 一 日 も 早 い 成 立 を 野 党 の 皆 様 に も 呼 び か け て、私 の 質 問 を 終 わ ら せ て い た だ き ま す。

あ り が と う ご ざ い ま し た。